

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をあらかじめ十分お読みください。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

外国証券（外国債券、外国投資信託を除きます）をお預りする場合には、別に定める口座管理料をいただきます。

上記以外の有価証券や金銭のお預りについては、料金をいたしません。

- ・その他の諸費用については、別に定める「各種手数料」をご覧ください。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券については、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。外国証券（外国債券、外国投資信託を除きます）をお預りする場合は、口座管理料が必要となります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解約されます。

お客様から解約の申出があった場合

お客様が総合取引約款又はその他の関係約款等に定める事項に違反した場合

お客様が総合取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商号等	木村証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第6号
本店所在地	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-8-21
加入協会	日本証券業協会
指定紛争 解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (連絡先 0120-64-5005)
資本金	5億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年（1944年）3月【創業 明治26年（1893年）12月】
連絡先	052-241-4211 又はお取引のある支店にご連絡ください

2014年3月